

国立大学法人千葉大学建設工事等競争契約参加資格、特定建設工事共同企業体資格審査委員会及び工事成績評価委員会規定

〔平成27年6月1日〕
改 定
事務局 局長 決 裁

(設 置)

第1条 国立大学法人千葉大学の建設工事で競争契約参加者及び特定建設工事共同企業体によって工事を発注する場合の構成員の資格、組合せ、同種の工事の実績、配置予定技術者の資格、工事経験及び工事成績評定通知書の説明請求に係る説明等が適正であるか審議するため、建設工事等競争契約参加資格、特定建設工事共同企業体資格審査委員会及び工事成績評価委員会（以下「委員会」という）を置くものとする。

(審議委員会)

第2条 委員会は、契約担当役の諮問に応じて、次の事項を審議するものとする。

- 一 構成委員の資格、組合せの適否
- 二 同種の工事の実績評価
- 三 配置予定技術者の資格及び工事経験の確認
- 四 工事成績評定通知書の説明請求に関わる説明について
- 五 その他契約担当役が必要と認めた事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の役職にある者をもって組織するものとする。

- 一 施設環境部長
- 二 財務部長
- 三 施設企画課長
- 四 建築環境課長
- 五 設備環境課長

(委 員 長)

第4条 委員会には、委員長を置き、施設環境部長をもって充てるものとする。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(会 議)

第5条 委員会は、委員の全員の出席がなければ議事を開き、議決をすることができないものとする。

- 2 委員会は、委員全員一致により、議事を決するものとする。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会の開催に代えて委員会委員への持ち回りにより資格審査委員会審議等を行うことができる。この場合は、第1項及び第2項の規定を準用する。

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができるもの

とする。

(その他)

第7条 その他必要な事項については、その都度、委員会が定めるものとする。

(事務)

第8条 本委員会の事務は、施設環境部施設企画課があたるものとする。

附則

- 1 この規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成22年10月1日から施行する。
- 3 この規定は、平成23年12月1日から施行する。
- 4 この規定は、平成27年6月1日から施行する。